

三重県市町村職員共済組合

m i e

共 済 N E W S

3

2024年
3月
No.658

C O N T E N T S

令和6年度 医療給付等に係る掛金率のお知らせ	P.2
共済貯金の資産運用状況／ 定年延長により引き続き勤務される皆さんへ／ お知らせ(物資あっせん業者の契約解除)	P.3
共済組合のホームページが新しくなります!	P.4
令和6年度 講座・セミナー等のお知らせ	P.5
三重県市町村職員年金者連盟加入のご案内	P.7
旧サンペルラ志摩の宿泊施設利用助成	P.8

御城番屋敷と松坂城跡の桜 (松阪市)

御城番屋敷は、江戸時代末期に紀州藩士が松坂城を警護するため移り住んだ武家屋敷です。石畳の両側には生け垣が並び、松坂城跡の石垣や桜との調和が美しく、歴史情緒を感じられます。

「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」(旧サンペルラ志摩)の 宿泊施設利用助成について

令和6年4月1日に直営施設「サンペルラ志摩」を売却しますが、売却後も現在の運営会社が名称を「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」に変更して引き続き営業を行います。これに伴い、改めて当組合と宿泊施設利用助成の契約を結びます。なお、助成額と助成方法が、下記のとおり変わります。

助成を受ける場合は、チェックインの際に、専用の助成券をフロントに提出する必要がありますのでご注意ください。

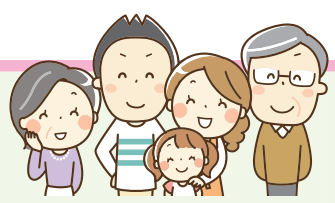
助成額

助成額が変わります！

- 1泊2食での利用の場合 …………… 4,000円
- それ以外(素泊まり等)の場合 …… 2,000円

※サンペルラ志摩で開催していた健康増進関連のイベントに対する補助は、廃止となります。

対象者



- 組合員とその被扶養者
- ※組合員の被扶養者でない配偶者とその被扶養者を対象とした家族助成は、廃止となります。

助成方法

助成券が必要です！

助成券の発行手続きは
お早めに！！



利用前に、所属所の共済組合事務担当課で「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩専用 宿泊施設利用助成券兼申請書」の発行を受けてください。チェックインの際に、フロントに助成券を提出することにより、利用料金から助成額が控除されます。

宿泊当日に助成券を持参しなかった場合や組合員等の資格を喪失している場合は、助成することができません。

また、出張等の公務で宿泊する場合も、助成することができません。

※助成券と併せて、利用者全員の本人確認ができるものをフロントに提示してください。
※任意継続組合員の方は、当組合で発行手続きを行いますので、保険課健康係にお問い合わせください。

**令和6年4月1日にサンペルラ志摩を売却します。
売却後は、施設名が「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」に変わります。**



【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704